住田町立有住小学校いじめ防止基本方針

第 I 章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ防止等に関する基本的理念

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心豊かで助け合う子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

にいじめの未然防止,早期発見・早期対応に取り組む。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、 表面的・形式的に行うのではなく、被害感情に寄り添うなど、いじめられた児童 の心情に共感し、その立場に立って行うことが必要である。

3 いじめの基本認識

いじめは、どの児童にも起こりうるものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなることが多い。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものであることを理解しながら対応にあたらなければならない。また「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊

び・ふざけ」が「いじめ」へと変わる可能性があることにも注意する必要がある。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題(例えば仲間意識に起因する排他性、集団内での序列化など)、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

さらに、発達障がいや知的障がい等のある児童がいじめを受けたり、いじめを 行ったりする場合がある。これらの場合は、その特性から、自分がいじめられて いるとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったり するために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童自身、相手が 嫌がっているということ自体を理解する認識を持ちにくいこともある。これらの 点に留意する必要がある。

第Ⅱ章 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめ防止等を実効的に行うため、「有住小学校いじめ対策委員会」を 設置する。

1 構成員

校内から	校長 副校長 生徒指導主事 養護教諭 教務主任 該当担任
校外から	上有住駐在所長 有住地区主任児童委員 地域有識者
	上有住放課後子ども教室安全管理員 下有住児童館主事

2 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画作成,実行, 検証,修正の中核的役割
- ・いじめの相談,通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録,共 有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、 関係児童等への事実関係の聴取、いじめであるか否かの判断、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための 中核としての役割

3 開催時期

- (1) 定例会 ①方針確認(年度始)②反省と次年度取り組みの確認(年度末)
- (2) いじめ事案の疑いや発生時は、事態の収束までの随時開催

第Ⅲ章 いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年,学校が児童の心の居場所となるよう配慮し,安心・安全な学校生活を保障するとともに,児童が互いのことを認め合ったり,心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 児童が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめ を止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- (4)全ての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (5) 児童の豊かな情操と道徳心を培い,心の通う対人関係能力(の素地)を養うため,全ての教育活動を通じて,道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) 保護者,地域住民等との連携を図り,児童が自主的に行う,いじめ防止に資する児童会活動(スマイル言葉の奨励等)に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、 他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動等の場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てると共に、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4)「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 児童の主体的な取り組み

- (1) 児童会による「スマイル言葉」(温かい思いやりのある言葉) の奨励活動
- (2) 縦割り班活動等好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や委員会活動の取組
- (3) JRC活動の推進

4 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針の概要を、校報で発信し、家庭、地域住民への広報活動に努める。
- (2) PTA各種会議,参観日全体会等で,保護者に指導方針の説明を行う。

- (3) いじめ防止等の取り組みについて、学級通信や学級懇談会で保護者に協力を求める。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳の授業を公開する。
- (5) <u>インターネットによるいじめ防止のために、インターネット利用における注意を</u> 意を啓発する。

5 教職員研修

- (1) 学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解(全教職員で年度初めに実施)
- (2)「いじめ対応マニュアル」(※別掲)による自己診断(随時)
 - いじめを許さない学校づくり
 - いじめの早期発見・早期対応について≪チェックポイントの活用≫
 - ・いじめをなくす教職員の役割 ~信頼感と安心感に根ざした学級作り~
 - 校内指導体制の確認と各種対応方法の学習
 - ・いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは 法の規定に違反することの共通理解

第Ⅳ章 いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、各種活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。<u>些細な</u> 兆候であっても、疑いをもって児童が発するサインを見逃さないよう、積極 的にいじめを認知する。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、スポ少の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間やスポ少の指導者との情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行い、いじめ対策組織に報告し、情報を共有する。
- (6) 未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え議論 する等の活動に取り組む。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深め、<u>組織的に</u> 協働体制を構築する。

2 いじめ調査、Q-Uテスト、教育相談の実施

- (1)個人面談カード・相談カードの記入及び面談 年3回(6月,12月,2月)
- (2) Q-Uテストの実施

年2回(6月,11月)

(3) いじめ, 体罰保護者調査及び個別面談

年2回(6月,11月)

- (4) 教育相談の実施
 - ①チャンス相談(場と機会を意図的にとらえて話しかける)
 - ②定期相談(個人面談カード・相談カードを活用して実施)
 - ③呼び出し相談(必要に応じて計画的に個別又はグループで実施)
 - ④自発相談(児童が自発的に相談に来たときに応じる)

3 相談窓口の紹介

- (1) 日常のいじめ相談(児童・保護者等) ⇒全教職員が対応
- (2) スクールカウンセラーの活用⇒担任と相談し、教務主任・養護教諭
- (3) 地域からのいじめ相談窓口⇒副校長
- (4) インターネットを通じて行われるいじめ相談⇒所轄警察署
- (5) 県教委24時間いじめ相談電話⇒ 019 (623) 7830 いじめられている児童が,教職員や保護者に相談することは,非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって,場合によっては,いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し,その対応について細心の注意を払う必要がある。

第 V章 いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童等の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童等には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「有住小学校い

じめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。

- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への 通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者から情報収集を綿密に行い、事実を確認する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止する ため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った 児童等への指導とその保護者への助言を継続的に行う。(解決されたと判断し ても3か月程度は継続する)
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童等が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認められるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等の当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3)全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

- (1)「有住小学校いじめ対策委員会」のメンバーとして、上有住駐在所長に参加していただくことで、犯罪行為か否かの判断を仰ぎ、適切に対処していく。
- (2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、住田町教育委員会及び 所轄警察署と連携して対処する。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり,通報を受けたりした場合は,「有住小学校いじめ対策委員会」で情報を共有すると共に,被害の拡大を避けるため,住田町教育委員会と連携しプロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2)被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第VI章 重大事態への対処

1 重大事態とは

- ー いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な 被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【法第28条】

いじめの重大事態については、県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。いじめが重大事態であると認められる場合、住田町教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を把握するための調査を行う。

相当の期間とは、不登校の定義を踏ま<u>えることとするが、児童生徒が一定期間</u>,連続して欠席しているような場合には、住田町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに住田町教育委員会に報告する。
- (2) 児童から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、 重大事態が発生したものとして対処する。
 - ・申し立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大 事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・ 報告に当たる。

3 重大事態の調査

【学校が調査の主体となる場合】

※住田町教育委員会の指導、支援のもと対応

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、「有住小学校いじめ対策委員会」が中心となり、全教職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えると共に、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3)調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を住田町教育委員会へ報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。 この場合、関係者の個人情報には十分配慮する。

- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明すると共に、解決に向けての協力を依頼する。
- (7)「有住小学校いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

【住田町教育委員会が調査の主体となる場合】

※住田町教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力

第Ⅲ章 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため,次の2点を学校評価 の項目に加え,適正に有住小学校のいじめ防止等の取組を評価する。

- 1 いじめの未然防止に係る取り組みに関すること
- 2 いじめの早期発見に係る取り組みに関すること
- 3 いじめの発生に対する対応・措置に関すること

第四章 その他

1 校務の効率化

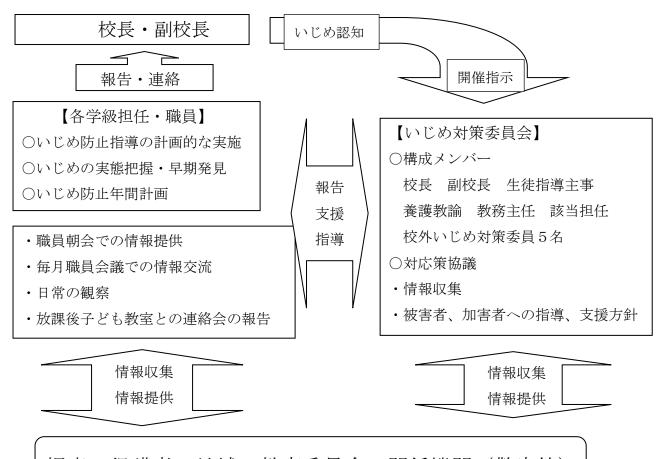
教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に係る方針及び取り組みについて,保護者及び地域に公開し,理 解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童等の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

第13章 いじめ対応のためのチャート図



児童 保護者 地域 教育委員会 関係機関(警察等)